

社会福祉連携推進法人 となりの

令和6年度事業計画

Ⅰ 事業の目的

豊田市では、高齢化の進展や、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者数の増加などにより、福祉サービスの確保に加えて、社会資源やその他の支援策の充実が必要になっていきます。

また、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の方々（以下、「本人」といいます。）の社会参加の機会が、近年ますます増えていることもあり、これまで以上に、本人がどのような生活をしたいかといった本人の意思や選好、価値観に基づく支援を進めていく必要があります。

加えて、親亡き後の支援の充実を求めるニーズは、従前より期待されているところです。

しかし、豊田市役所の推計によれば、1,100人以上の成年後見制度の利用ニーズや、6,000人規模での身寄りを頼ることのできない市民の支援ニーズがあるにもかかわらず、これらを支える担い手として、特に福祉的な支援の調整が必要となる事案に対する担い手が不足しているという地域課題が明らかになっています。

以上の豊田市における現状を踏まえ、私たち豊田市内で事業を営む社会福祉法人がお互いを認め合い、協力して立ち上げた社会福祉連携推進法人として、この地域課題に対し、「地域における公益的な取組」の考え方の下、社員の連携の推進と地域福祉の充実、併せてこれらの取組を通じた社員の職員の人材育成を図るため、次の事業に取り組むものとしします。

また、次の事業に取り組むにあたっては、当事者や地域住民のほか、豊田市役所、豊田市社会福祉協議会、豊田市内の社会福祉に関する団体及び司法等その他関係者などと緊密な連携を図りながら進めるものとしします。

なお、本連携推進法人の具体的な取組は、令和5年度下半期から開始されたことを踏まえ、令和6年度の事業計画は昨年度同様として、継続した考え方により進めます。

2 実施する事業と関連業務

(1) 地域福祉支援業務に関する事業

① 法定後見の受任

- ・ 豊田市成年後見支援センターが実施する受任調整会議による検討を経て、福祉的な支援の必要性を有する本人に対し、法定後見の受任を行います。
- ・ この際、社会福祉法人を母体とする法人後見団体として、その特性を十分に活かし、意思決定支援や身上保護の重視に努めます。
- ・ また、法人後見支援方針の作成や財産管理、家庭裁判所への報告事務等を担う事務局機能と、身上保護を担う社員である各社会福祉法人の職員との適切な役割分担と連携ができる体制を構築します。
- ・ なお、実質的な利益相反の観点から、被後見人等の支援担当として、当該被後見人等に対して福祉サービス等を提供している社員（サービスを提供している社会福祉法人）の職員は充てないものとします。

② 被後見人等の権利擁護支援に向けたネットワーク体制の構築

- ・ 後見受任に向けて、社員である各社会福祉法人の相談支援員等と情報共有等の連携を実施できる体制を構築します。
- ・ 各種相談の対応や受任調整会議への参加等に向けて、豊田市成年後見支援センターと連携できる体制を構築します。
- ・ その他、保健、福祉、医療、司法等の関係者との関係性構築に努めます。

(2) 人材育成等に関する業務

① 法定後見の受任に向けた合同研修の実施

- ・ 社員である各社会福祉法人の職員が、身上保護を中心に適切な後見業務を実施できるように、必要な知識等を身に付けることのできる研修を開催します。
- ・ この際、必ずしも後見業務に直接的に関わる職員のみならず、広く社員である各社会福祉法人の職員が参加できるようにし、特に権利擁護支援や意思決定支援について、職員の人材育成に寄与できるように努めます。

(3) その他業務

① 法定後見の受任までの社会参加支援

- ・ 社員である各社会福祉法人の利用者に対して、本連携推進法人による法定後見の受任が予定される場合（受任調整会議の検討結果による）、必要に応じて、当該利用者に対する社会参加の支援を行います。

② 本連携推進法人の社員増加に向けた取組

- ・ 社員増加に向けて、社員以外の豊田市内で事業を営む社会福祉法人に対して、本連携推進法人の取組の活動状況などを周知します。

③ 賛助会員増加と財源充実にに向けた取組

- ・ 賛助会員の増加を想定して、②同様に、幅広い関係者に対して、本連携推進法人の取組の活動状況などを周知します。
- ・ また、財源の充実に向けて、クラウドファンディングの取組の後ホームページ作成を行います。